

愛知県立学校管理規則の一部改正について

このことについて、愛知県立学校管理規則の一部を改正したいので、別添案を添えて請議します。

令和3年3月25日提出

教育長 長谷川 洋

説 明

この案を提出するのは、令和3年度より、愛知県立学校に学校運営協議会を設置することとし、愛知県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則を制定すること、並びに、令和3年度より、新城東高等学校を廃止し、新城東高等学校作手校舎を新城有教館高等学校作手校舎とすることに伴い、関係規定を整理するために愛知県立学校管理規則を改正する必要があるからである。

愛知県立学校管理規則の一部改正の概要

1 改正の理由及び内容

- (1) 令和3年度より、愛知県立学校に学校運営協議会を設置することとし、愛知県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則を制定することに伴い、関係規定を整備する。
- (2) 新城東高等学校を廃止し、新城東高等学校作手校舎を新城有教館高等学校作手校舎とすることに伴い、関係規定を整理する。

2 施行期日

令和3年4月1日

愛知県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年 月 日

愛知県教育委員会教育長 長谷川 洋

愛知県教育委員会規則第 号

愛知県立学校管理規則の一部を改正する規則

愛知県立学校管理規則（昭和二十二年愛知県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「愛知県立新城東高等学校」を「愛知県立新城有教館高等学校」に改め、同条第二項中「愛知県立新城東高等学校にあつては愛知県立新城東高等学校作手校舎」を「愛知県立新城有教館高等学校にあつては愛知県立新城有教館高等学校作手校舎」に改める。

第十三条の三第一項中「学校に」を「学校（学校運営協議会が置かれているものを除く。）」に改める。

別表愛知県立新城東高等学校作手校舎の項中「愛知県立新城東高等学校作手校舎」を「愛知県立新城有教館高等学校作手校舎」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

愛知県立学校管理規則の一部改正新旧対照表

新

(副校長)

第十条 愛知県立刈谷東高等学校及び愛知県立新城有教館高等学校に、副校長を置く。

2 副校長は、校長の監督を受け、愛知県立刈谷東高等学校にあつては通信制の課程に関する校務を、愛知県立新城有教館高等学校にあつては愛知県立新城有教館高等学校作手校舎に関する校務をつかさどる。
(学校評議員)

第十三条の三 学校(学校運営協議会が置かれているものを除く。)に、学校評議員を置く。

2以下 略

(教育課程の編成)

第二条 略

2 別表の上欄に掲げる高等学校(以下「連携型高等学校」という。)にあつては、学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第八十七条第一項の規定に基づき、同表の下欄に掲げる中学校(以下「連携型中学校」という。)における教育との一貫性に配慮した教育を施すための教育課程を編成するものとする。

3 略

別表(第二条関係)

| | | | | |
|------------------|----|-------------------|------------|-----------|
| 愛知県立福江高等学校の項以下 略 | 校舎 | 愛知県立新城有教館高等学校作手校舎 | 連携型高等学校の名称 | 連携型中学校の名称 |
|------------------|----|-------------------|------------|-----------|

旧

(副校長)

第十条 愛知県立刈谷東高等学校及び愛知県立新城東高等学校に、副校長を置く。

2 副校長は、校長の監督を受け、愛知県立刈谷東高等学校にあつては通信制の課程に関する校務を、愛知県立新城東高等学校にあつては愛知県立新城東高等学校作手校舎に関する校務をつかさどる。
(学校評議員)

第十三条の三 学校に、学校評議員を置く。

2以下 略

別表(第二条関係)

| | | | |
|----|-----------------|------------|-----------|
| 同上 | 愛知県立新城東高等学校作手校舎 | 連携型高等学校の名称 | 連携型中学校の名称 |
|----|-----------------|------------|-----------|